

3. 申告に必要なもの

令和3年1月～12月の収入・控除・経費の金額が分かるものをお持ちください。不備がある場合は再来場となる事があります。このページをよくお読みの上、お越しください。

全ての方	申告のご案内(送付されている方のみ)、通帳など口座番号が分かるもの マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない方は、運転免許証や健康保険証、年金手帳などの本人確認書類を1点お持ちください。
利用者識別番号(16桁)をお持ちの方	税務署からの確定申告のお知らせ(はがき・通知書)、利用者識別番号取得時にもらう確認票
営業・農業・不動産収入があった方	収支が分かる仕入れ・売上げなどの帳簿類、必要経費の領収書などを 必ず科目ごとに事前に集計してお持ちください 。事前に集計をされていない場合は、ご自身で集計いただいてから窓口を案内する場合があります。 ※平成26年1月から記帳・帳簿などの保存が義務化されています。
給与・年金収入があった方	給与・年金の源泉徴収票 。給与収入があった方で源泉徴収票が無い方は、給与明細書など収入が分かるもの。
雑所得があった方	収入額を証明するもの(支払調書など)と必要経費の書類
社会保険料を支払った方	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書、国民年金保険料の控除証明書、任意継続健康保険料の納付証明書など ※納付書や口座振替で納めている社会保険料は、申告しないと社会保険料控除を受けられません。
生命保険・地震保険料を支払った方	保険会社から交付を受けた生命保険、地震保険の控除証明書
寄附金控除の対象となる寄附をした方	寄附した団体から交付を受けた寄附金の領収書など ※申告が必要な方のうち、ふるさと納税のワンストップ特例申請をされている方も必ずお持ちください。
ご自身や扶養親族に障がいがある方	本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
扶養控除(16歳未満の扶養親族を含む)、配偶者控除、配偶者特別控除、専従者控除を申告する方	扶養親族、配偶者、専従者のマイナンバーカード(お持ちの方のみ) ※扶養されている方が国外居住の場合は、「親族関係書類と送金関係書類」の確認が必要です(書類が外国語で作成されている場合は翻訳文も併せて必要です)。
医療費などを支払った方	事前に病院ごと・治療を受けた人ごとに金額を集計した明細書を作成してお持ちください 。なお、医療保険者などから交付を受けた 医療費のお知らせ をお持ちいただければ、明細書への記入を省略することができます。 ※セルフメディケーション税制を受ける方は、明細書と健康診断の結果通知表など ※インフルエンザなどの予防接種や健康診断の費用は、医療費控除の対象外です。
親族などが申告する場合	申告者本人のマイナンバーカード ※申告者本人がマイナンバーカードをお持ちでない場合は、申告者本人の運転免許証や健康保険証、年金手帳などの本人確認書類(写し可)を1点お持ちください。

❗ ご注意ください ❗

～以下に該当する方は、市の申告会場で受け付けできません～

- ◆ 土地や建物を売った譲渡所得(国・県・市への売却を除く)がある方
- ◆ 令和2年分以前(過年度)の申告をする方
- ◆ 所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)がある方
- ◆ 準確定申告の方
- ◆ 株式の譲渡や損失繰越などがある方
- ◆ 青色申告の方
- ◆ 地震などの自然災害による雑損控除がある方

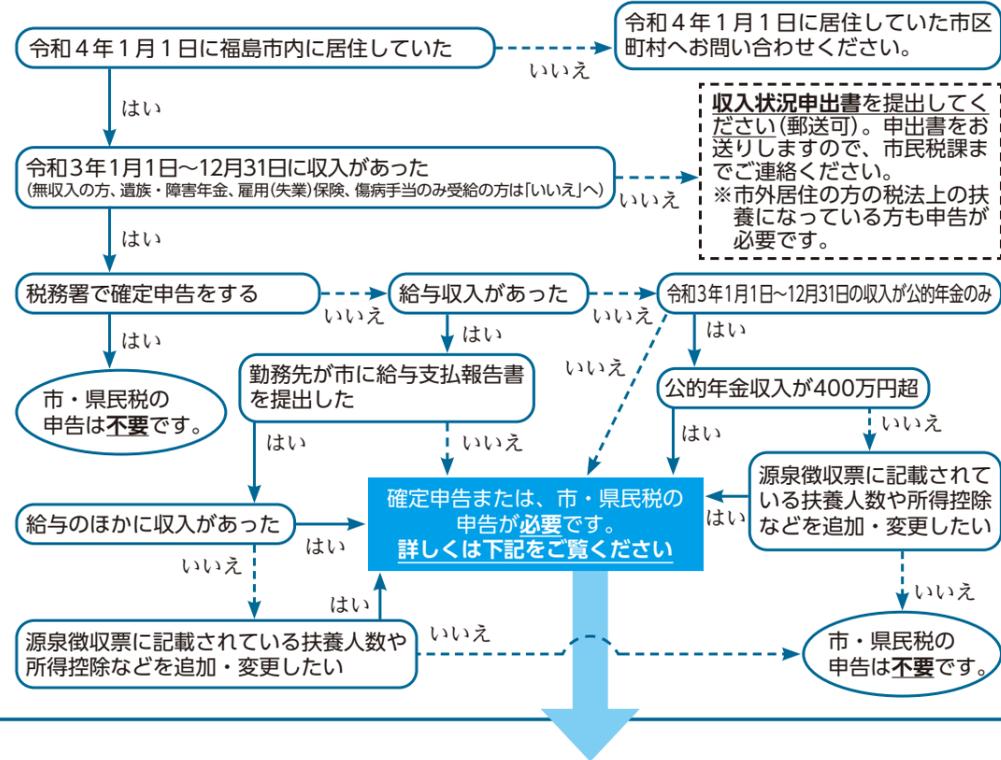
上記のいずれかにあてはまる方は、**福島税務署の申告会場、または電子申告をご利用ください。(P.8参照)**

<<<申告相談受付会場と日程は次ページ

⑦ **臨時災害ラジオ放送** 万一災害が発生した場合、市では、FMポコ(76.2MHz)を「臨時災害ラジオ放送局」として、避難所やライフラインなどに関する緊急情報をお知らせします。●問/危機管理室 ☎525-3793

1. 個人市・県民税の申告が必要な方

個人市・県民税の申告確認表



「確定申告または市・県民税の申告が必要です」に該当した方

■給与収入があった方

- ・源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更することで、所得税の還付を受ける、または納付する。→右のAへ
- ・給与以外の所得(営業、農業、不動産、一時、雑所得など)の合計が20万円を超え、追加納付すべき所得税がある。→右のBへ
- ・上記のどちらにも該当しない。→右のCへ

■公的年金収入があった方

- ・年金収入が400万円以下で、源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更することで、所得税の還付を受ける。→右のAへ
- ・年金収入が400万円超。または、公的年金以外の所得(営業、農業、不動産、一時、給与所得など)の合計が20万円を超え、追加納付すべき所得税がある。→右のBへ
- ・上記のどちらにも該当しない。→右のCへ

■給与・年金収入者以外の方(営業、農業、不動産など)

- ・確定申告をすることで、所得税の還付を受ける、または納付すべき所得税がある。→右のBへ
- ・上記に該当しない。→右のCへ

A

確定申告が必要です。e-Tax(電子申告)または、税務署の会場(P.8参照)で申告してください。市の会場(P.8参照)でも確定申告ができます。
※住宅借入金等特別控除がある方は、税務署の会場(P.8参照)です。

B

確定申告が必要です。e-Tax(電子申告)または、税務署の会場(P.8参照)で申告してください。

C

市・県民税申告が必要です。市の会場(P.8参照)または郵送で申告してください
例：確定申告には該当しないが、源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更したい方

2. 申告方法

申告相談受け付け会場内は混雑します。特に受け付け開始直後は大変混み合います。混雑を避けるため、郵送による申告にご協力ください。

会場

申告書は全会場で職員がパソコンで作成しますので、事前に申告書に記載する必要はありません。P.7「3.申告に必要なもの」をご準備の上、申告会場にお越しください。

郵送

郵送での申告を希望する方には、申告書などを送付します。市民税課まで連絡してください。申告書は市民税課・各支所・出張所に備え付けているほか、市ホームページでも取得できます。

防災と災害情報メールマガジンをご利用ください

災害情報などをお知らせするメール配信サービスを行っています。メールアドレスを登録すると、情報を受け取ることができます。●問/危機管理室 ☎525-3793



4. 個人市・県民税申告相談受け付け会場と日程

- ・混雑を緩和するため、領収書はあらかじめ集計した上で申告会場にお越しください。
- ・感染症の発生状況によっては、会場での申告受け付けを中止する可能性があります。

期日	受け付け会場	時間
4日(金)	もちずり学習センター	9:30~15:00
7日(月)	立子山支所	9:30~15:00
	大波多目的集会所	9:30~15:00
8日(火)	松川支所	9:30~15:30
9日(水)		
10日(木)		
14日(月)		
15日(火)	吾妻学習センター	9:30~15:30
16日(水)		
17日(木)	吉井田支所	9:30~15:00
18日(金)		
21日(月)	蓬萊学習センター分館	9:30~15:00
22日(火)	信夫学習センター	9:30~15:30
24日(木)		
25日(金)		
28日(月)	杉妻支所	9:30~15:00

期日	受け付け会場	時間
1日(火)	清水学習センター(御山)	9:30~15:00
2日(水)	清水学習センター(御山)	9:30~15:00
	茂庭多目的集会所	10:00~14:00
3日(木)	飯坂支所	9:30~15:30
4日(金)		
7日(月)	北信支所	9:30~15:00
8日(火)		
9日(水)	信陵支所	9:30~15:00
10日(木)	西学習センター	9:30~15:00
	土湯温泉町支所	10:00~14:00
11日(金)	渡利支所	9:30~15:00
14日(月)	アオウゼ (MAXふくしま4階)	9:30~15:00
15日(火)		

渡利支所にお越しの方は、支所駐車場のほか、県社会福祉協議会(渡利字七社宮111番地)の駐車場もご利用いただけます。

終了時刻30分前までの
来場にご協力ください



※申告期間中、市民税課職員は各申告会場に向いているため、
市役所市民税課窓口での申告受け付けは行っておりません。

【利用できない会場があります】

飯野支所は工事のため、今年は申告受け付けを行いません。飯野支所をご利用予定だった方は、2月14日(月)の松川支所をご利用ください。都合が悪い場合は他の会場でも申告受け付けができます。
※飯野地区以外にお住まいの方もほかの会場で申告受け付けができます。いずれも事前の連絡は不要です。

【感染症対策を行います】

申告相談受け付け会場では、会場内に入場できる人数を制限します。ご来場の方は、先に会場入場時間を記した番号札を受け取り、指定の時間になりましたら会場内に入場してください。
※開始時間前にお越しの方は、受け付け名簿に記名をしてお待ちください。
※利用状況により、施設内に待合場所がない場合もあります。時間をおいての再来場など、ご理解・ご協力をお願いします。

◆税務署からのお知らせ

《自宅で確定申告書の作成・送信ができます》

- パソコン・スマートフォンなどから国税庁ホームページにアクセスし、画面の案内に従って金額などを入力するだけで確定申告書の作成ができます。
- パソコン画面に表示されたQRコードをスマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応)で読み取れば、ICカードリーダーなしでマイナンバーカードを使ったe-Tax(電子申告)が可能です。
- 読み取り対応のスマートフォンであれば、マイナンバーカードの電子証明書によるe-Taxが可能です。
- スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。詳しくは動画をご覧ください >>>



《確定申告書作成会場のご案内》

- ところ/ウィル福島アクティおろしまち(鎌田字卸町10-1)
- とき/2月16日~3月15日午前9時30分~午後4時
(土・日曜日、祝日を除く。2月20・27日は開設)
- ※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。入場整理券は会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンラインによる事前発行も可能です。入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることがあります。
- 問/福島税務署 ☎534-3121(代表)
- ※国税に関する一般的なご相談は、仙台国税局の職員がお答えします。音声案内に従い「1」番を選択してください。
- ※よくある国税のご質問に対する一般的な回答は、国税庁ホームページのタックスアンサーに掲載していますので、是非ご利用ください。

◆税理士による確定申告および税の無料相談会

所得税・相続税・贈与税など、税に関することについてご相談ください。※相談のみ(完全予約制、相談時間30分程度)。

- ところ/福島税務相談所(森合町14-29)
- とき/2月14日~3月9日 午前10時~午後4時(土・日曜日、祝日を除く)
- 申込電話番号/☎534-3907
- ※お越しの方は、新型コロナウイルス感染症対策をお願いします。
- ※感染状況により、開催中止を含め変更となる場合があります。
- 問/東北税理士会福島支部 ☎534-3907